

旅費規程の改正について

2025年7月23日
北海道生コンクリート工業組合

財務省は、最近のインバウンドの増加や為替・物価変動等に伴い宿泊料の定額が実際の相場と乖離していることなどから国家公務員等の旅費制度を根底から見直し約70年ぶりに旅費法を改正、本年4月から施行されました。

国の旅費制度は地方自治体や多くの民間企業が参考としていることを踏まえ、道工組においても国の旅費制度に準じた旅費規程の見直しを行い、10月から適用することとします。

《改正のポイント》

①日当

改正前の国の基準は、「昼食代を含む諸雑費及び目的地内を巡回するための交通費を賄う旅費」として1,700円～3,800円支給されていたが廃止。

これに対し道工組の日当は、4,000円～6,000円となっており、これには慰労の主旨が含まれていると考えることができることから現状を維持する。

②宿泊費

国の基準が“定額支給方式”から都道府県単位ごとに宿泊費基準額を定める方式に変更。

道工組も国の基準に準拠し、都道府県ごとに基準額を定め、やむを得ず基準額を超える場合は現に支払った額を支給する。(宿泊費基準額に満たない場合は基準額を支給。)

③宿泊手当

国の基準において、従来の「日当」を見直し、宿泊に伴う諸雑費として新たに設けられた手当。道工組も国の基準に準拠し、「宿泊手当」を新設し一律1,600円(一夜につき)とする。

④交通費

実質的に変更なし。

旅費規程(従前)

北海道生コンクリート工業組合

第1条(総則)

北海道生コンクリート工業組合(以下工組という)が支給する出張旅費はこの規程による。

第2条(支給範囲)

工組本部が主催する本部役員会、委員会並びに工組理事会に出席する者並びに工組理事長が命ずる業務に出張する者を支給対象とする。

第3条(支給額の内訳)

日当、宿泊費並びに交通費の支給額は次の通りとする。

(1)日当、宿泊費

支給区分	道 内		道 外		50 km以内
	日当	宿泊費	日当	宿泊費	日帰り日当
①	5,000	10,000	6,000	12,000	4,000
②	4,000	8,000	5,000	10,000	2,000

(2)交通費

支給区分	交 通 機 関				
	鉄道	航空機	船舶	バス・タクシー	自家用車
①	実費	実費	1等相当	実費	25円/走行1km
②	実費	実費	1等相当	実費	25円/走行1km

2. 支給区分による支給対象は次の通りとする。

- ①理事長、副理事長、理事、監事並びに理事職相当以上で理事長が認めた者。
 - ②理事以外の各委員会委員、工組本部事務局職員並びに各協同組合事務局職員。
3. 宿泊地が3大都市の場合の宿泊費は、本表定額に2,000円を加算した額とする。

第4条(支給条件)

第2条に定める会議開催場所又は出発起点を基準に計算し、支給の条件は次の通りとする。

(1)片道50km以内は日帰り日当を適用する。

(2)第3条に定めのないものについては次の通りとする。

- ①新幹線は片道150km以上とし、座席指定料を支給する。
- ②在来線の特急料金、急行料金は片道50km以上とする。1回の乗車が150km以上の時は座席指定料を支給する。
- ③航空機の使用は片道1000km以上とする。ただし、緊急を要する場合又は理事長が必要と認めた場合はこの限りではない。
- ④他に公共交通機関がない場合又は自家用車の使用が合理的と認められる場合は自家用車の使用を認める。

第5条(その他)

本規程に定めのない事項については、必要の都度理事会に諮り決定する。

(付 則)

本規程は昭和53年4月1日に制定。	改正 昭和54年4月1日から実施
改正 昭和55年4月1日から実施	改正 昭和56年6月24日から実施
改正 昭和60年6月1日から実施	改正 昭和62年4月15日から実施
改正 平成3年9月2日から実施	改正 平成14年5月14日から実施

旅費規程(改正案)

北海道生コンクリート工業組合

第1条(総則)

北海道生コンクリート工業組合が支給する出張旅費はこの規程による。

第2条(支給範囲)

役員、職員及び理事長が命ずる業務に出張する者を支給対象とする。

第3条(支給額の内訳)

日当、宿泊費、宿泊手当並びに交通費の支給額は次の通りとする。

(1)日当(一日につき)

道 内	道 外
5,000円(日帰り日当は4,000円)	6,000円

(2)宿泊費(一夜につき) ※やむを得ず基準額を超える場合は現に支払った額を支給。

都道府県	基準額
埼玉、東京、京都	19,000円
福岡	18,000円
千葉	17,000円
神奈川、新潟	16,000円
香川	15,000円
熊本	14,000円
北海道、岐阜、大阪、広島	13,000円
山梨、兵庫、宮崎、鹿児島	12,000円
青森、秋田、茨木、富山、長野、愛知、滋賀、奈良、和歌山、高知、佐賀、長崎、大分、沖縄	11,000円
宮城、山形、栃木、群馬、福井、岡山、徳島、愛媛	10,000円
岩手、石川、静岡、三重、島根	9,000円
福島、鳥取、山口	8,000円

(3)宿泊手当

宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費として一泊につき**1,600円**を支給する。

(4)交通費

鉄道	航空機	船舶	バス・タクシー	自家用車
実費	実費	実費	実費	25円/走行1km

第4条(支給条件)

旅費支給の条件は次の通りとする。

- (1)旅費は常時勤務する場所を起点とし最も経済的な経路及び方法により計算する。
- (2)片道50km以内は日帰り日当を適用する。
- (3)特別急行料金(座席指定料金を含む)の支給については旅行の実情に応じ必要と判断される場合に支給する。
- (4)航空機の使用は片道1000km以上とする。ただし、緊急を要する場合又は理事長が必要と認めた場合はこの限りではない。
- (5)他に公共交通機関がない場合又は自家用車の使用が合理的と認められる場合は自家用車の使用を認める。

第5条(その他)

本規程に定めのない事項については、必要の都度理事会に諮り決定する。

(付 則)

本規程は昭和53年4月1日に制定。	改正 昭和54年4月1日から実施
改正 昭和55年4月1日から実施	改正 昭和56年6月24日から実施
改正 昭和60年6月1日から実施	改正 昭和62年4月15日から実施
改正 平成3年9月2日から実施	改正 平成14年5月14日から実施
改正 令和7年8月1日から実施	